

仕 様 書

1 業務名

仙台市立病院放射線機器等保守業務委託

2 施設の概要

(1) 名称 仙台市立病院

(2) 住所 仙台市太白区あすと長町一丁目1番1号

3 対象機器

下記のとおり。なお、機器の内訳等は別添仕様書1から3を参照すること。

機器名	型式等	メーカー	摘要
放射線治療装置	SYNERGY	エレクタ	
X線血管撮影装置	BRANSIST Safire B8	島津	
マルチスライスCT装置	SOMATOM Definition AS+	シーメンス	
マルチスライスCT装置	SOMATOM Definition Edge	シーメンス	
マルチスライスCT装置	SOMATOM Definition AS+	シーメンス	救命救急センター
3T MRI装置	MAGNETOM Spectra	シーメンス	
SPECT・CT装置	Symbia T	シーメンス	

※ 装置等の現状に変更があったときは、別途協議するものとする。

4 契約期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

5 内容

常に良好な状態で装置を稼働させ、且つ装置の耐久性を維持させる為、装置の点検及び定期交換部品を交換し整備を行うこと。

詳細については別添仕様書1から3の保守内容を参照すること。

- 1 対象機器 エレクタ社放射線治療装置 (SYNERGY)
構成ユニット MLC AGILITY 1 式を含む

2 保守内容

(1) 定期点検

- ①年に4回、定期点検(定期交換部品作業を含む)を行うこと。
- ②実施日時は当院担当者と協議のうえ決定すること。
- ③点検終了後に作業報告書を作成し、当院担当者の承認を得て提出すること。
- ④次の推奨部品交換を本契約に含むこと。

EARLY STOP KIT

FOAMTIPS #130

FRU Z-DRIVE 01

GANTRY BASE BELT

GANTRY DRUM BELT

IVIEWGT-XVI BELT

・備考

契約対象装置における立会業務を含む(定期点検終了後の使用開始時の際に稼働確認すること)。

周辺機器及びメディア等の消耗品は含まない。

マルチリーフにおけるリーフの摩耗は含まない。

本体契約における、他社製品は含まない。

オーバーホール、移設作業は含まない。

ウイルス感染の調査及び対策・駆除は含まない。

(2) 随時保守

- ①故障が発生した場合は速やかに技術員を派遣し、必要な措置を行うこと。
- ②オンコール作業費は全て本契約に含むこと。
- ③修理交換部品は単価が50万円(税抜)までを無償とし、50万円(税抜)を超過した場合は差額を請求すること。

(3) X線管球の保証

- ①XVI用X線管球(構成ユニットを含む)の保証は本契約に含むものとし、契約期間内に交換が必要となった場合の費用は全額無償とすること。

(4) リモートメンテナンス

- ①不具合発生等オンコール対応時に随時リモートメンテナンスを行うこと。

(5) その他(周辺機器)

- ①照合装置(MOSAIQ BASIC)保守契約

- ・リモートサポートを行うこと。

サーバー 1 式

クライアント 3 式 (ESI、シーケンサー、編集用)

- ・備考

対象機器以外の装置の保守業務は別途有償とする。

一般消耗品は保守対象外とする。

ネットワーク関連部品、ケーブルは含まない。

製造元保証終了によるワークステーション等ハードウェアの更新は別途有償とする。

他社装置更新に伴う接続費用は別途有償とする。

②治療計画装置＋支援システム (Monaco、MonacoSim) 保守契約

Monaco 保守契約について下記の基本サポート実施を含むこと。

- ・リモートメンテナンス契約を本契約に含むこと。
- ・遠隔点検を年に 1 回行うこと。
- ・トレーニングは人数、回数を問わず参加可能とすること (参加する当院職員の交通費、宿泊費は本契約に含まない。)
- ・ソフトウェアの更新または一部更新を適宜実施すること。

MonacoSim 保守契約について下記の基本サポート実施を含むこと。

- ・リモートメンテナンス契約を本契約に含むこと。
- ・遠隔点検を年に 1 回行うこと。
- ・ソフトウェアの更新または一部更新を適宜実施すること。

③レーザー投光器点検契約

- ・スポット点検を年に 1 回行うこと (人件費、交通費、機材費を含む。)

- ・備考

交換を要する部品は全て別途有償とする。

④呼吸同期システム AZ-733VI 点検契約

- ・定期点検を年に 1 回行うこと。

内容

- 1) 外部 I/F 回路の設定確認
- 2) 電源確認
- 3) 呼吸センサの動作確認
- 4) 呼吸波形回路の動作確認
- 5) ハードウェア設定の再確認
- 6) I/F 回路の動作確認

7) 外部機器との接続動作確認

8) 外観チェック

・不具合発生時の現地対応は無償とすること。

・備考

交換を要する部品は本契約に含まないこと。

部品交換時の作業費用は本契約に含まないこと。

呼吸安定化モニタ ABLE の点検費用は本契約に含まないこと。

リニアック装置側の作業費用は本契約に含まないこと。

⑤冷水装置保守契約

・フルメンテナンス契約を本契約に含むこと。

1 対象機器 島津X線血管撮影装置

(1) 型式名

BRANSIST Safire B8

(2) 構成品

- ・MH-300 (X線管保持装置)
- ・MH-400 (X線管保持装置)
- ・KS-70 (検診台)
- ・UD150G-40 (X線高圧発生器)
- ・DAR-9500f (画像処理装置)
- ・LX-3081 (X線管球)
- ・SFD-0808AF (FPD)

2 保守内容

(1) 定期点検

- ①年に2回、定期点検(定期交換部品作業を含む)を行うこと。
- ②実施日時は当院担当者と協議のうえ決定すること。
- ③点検終了後に作業報告書を作成し、当院担当者の承認を得て提出すること。

(2) 随時保守

- ①フラットパネル(8インチFPD)にかかる修理交換費用は全て本契約に含むこと。
- ②リモートメンテナンスの経費は本契約に含むこと。
- ③故障が発生した場合は速やかに技術員を派遣し、必要な措置を行うこと。
- ④緊急対応時の作業費は全て本契約に含むこと。

(3) その他

- ①単価が20万円以下(税抜)の修理交換部品及び定期交換部品は本契約に含むこと。
- ②24時間オンサイトサービスを本契約に含むこと。
- ③休日点検サービスオプションを本契約に含むこと。
- ④X線管球装置、他社製品及び消耗品は本契約に含まないこと。

1 対象装置

- (1) マルチスライス CT 装置「SOMATOM Definition AS+」
- (2) マルチスライス CT 装置「SOMATOM Definition Edge」
- (3) マルチスライス CT 装置「SOMATOM Definition AS+」 (救命救急センター)
- (4) 3T MRI 装置「MAGNETOM Spectra」
- (5) SPECT・CT 装置「Symbia T」

2 保守内容

- (1) マルチスライス CT 装置 (第 2CT 室) 「SOMATOM Definition AS+」

X線管込フルメンテナンス (24 時間対応)

- ①定期点検 年 2 回 (平日時間内)
- ②リモートサービス
- ③Evolve プログラム
- ④修理作業 24 時間対応
- ⑤交換部品 X線管球・患者テーブルマットレス/クッション/患者固定ベルトを含む
- ⑥syngo MM workplace オプションあり (Evolve 対象外)
- ⑦FMS (Full maintenance Management System) あり (詳細は別紙約款にて定める)
※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。
- ⑧Tube Guard あり (詳細は別紙約款にて定める)
※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。
- ⑨アプリケーションサービス/アプリケア・プログラム
- ⑩根本杏林堂インジェクター (スポット点検のみ) 年 1 回
※修理作業費、交換部品有償
- ⑪ダイキン社製チラー本体保守 (メーカー規定フルメンテナンス)
※シーメンス製品以外のもの、CD-R 等は除外品とする。

- (2) マルチスライス CT 装置 (第 1CT 室) 「SOMATOM Definition Edge」

X線管込フルメンテナンス (24 時間対応)

- ①定期点検 年 2 回 (平日時間内)
- ②リモートサービス
- ③Evolve プログラム
- ④修理作業 24 時間対応
- ⑤交換部品 X線管球・患者テーブルマットレス/クッション/患者固定ベルトを含む
- ⑥syngo MM workplace オプションあり (Evolve 対象外)
- ⑦FMS (Full maintenance Management System) あり (詳細は別紙約款にて定める)
※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。
- ⑧Tube Guard あり (詳細は別紙約款にて定める)

※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。

⑨アプリケーションサービス/アプリケア・プログラム

⑩アプリケーションサービス/オンサイトトレーニング 1日/8時間 年1回まで

⑪根本杏林堂インジェクター本体保守 (メーカー規定フルメンテナンス)

※シーメンス製品以外のもの、CD-R等は除外品とする。

(3) マルチスライス CT 装置 (救命救急センター) 「SOMATOM Definition AS+」

X線管込フルメンテナンス (24時間対応)

①定期点検 年2回 (平日時間内)

②リモートサービス

③Evolveプログラム

④修理作業 24時間対応

⑤交換部品 X線管球・患者テーブルマットレス/クッション/患者固定ベルトを含む

⑥FMS (Full maintenance Management System) あり (詳細は別紙約款にて定める)

※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。

⑦Tube Guard あり (詳細は別紙約款にて定める)

※本項目については受注者と機器メーカーとで別紙約款を取り交わすこと。

⑧アプリケーションサービス/アプリケア・プログラム

⑨根本杏林堂インジェクター本体保守 (メーカー規定フルメンテナンス)

※シーメンス製品以外のもの、CD-R等は除外品とする。

読影支援システム「syngo via IT care support」の保守対応は除く。

(4) 3T MRI 装置 「MAGNETOM Spectra」

部品有償 10万円 (24時間対応)

①定期点検 年4回 (平日時間内)

②リモートサービス

③Evolveプログラム

④修理作業 24時間対応

⑤交換部品 定価 10万円 (税抜) 以下の部品

⑥アプリケーションサービス/オンサイトトレーニング 1日/8時間 年1回まで

⑦根本杏林堂インジェクター本体保守 (メーカー規定フルメンテナンス)

⑧ダイキン社製チラー本体保守 (メーカー規定フルメンテナンス)

※部品定価 10万円 (税抜) を超える部品および部品手配費は除く。

シーメンス製品以外のもの、CD-R等は除外品とする。

(5) SPECT・CT 装置 「Symbia T」

部品有償 10万円 (24時間対応)

①定期点検 年2回 (平日時間内)

②リモートサービス

③Evolveプログラム

④修理作業 24時間対応

⑤交換部品 定価10万円(税抜)以下の部品

⑥symbia.net オプションあり (Evolve 対象外)

⑦アプリケーションサービス/オンサイトトレーニング 1日/8時間 年1回まで

※部品定価10万円(税抜)を超える部品および部品手配費は除く。

シーメンス製品以外のもの、CD-R等は除外品とする。

Full maintenance Management System用約款

第1条(総則)

本書は、Full maintenance Management System(以下「FMS」という)に関して定めるものである。本書と約款の内容に異なる定めがある場合、本書の内容を優先するものとする。

第2条(FMSサービス)

1. FMSとは、放射線業務の分析等を行うクラウドサービスである「teamply」と装置一元管理のためのポータルサイトである「LifeNet」を一つのハードウェア上で運用できるシステムをいう。
2. 乙は、保守契約の保守対象装置について、FMSにより次のサービス(以下「FMSサービス」という)を甲に対し提供する。
 - ① 「teamply」による対象装置の利用状況情報の提供。
 - ② 「LifeNet」による対象装置の稼働情報等の提供。
3. 乙は、FMSによるサービスを提供するため、すでに設置されている場合を除き、FMS kit(タワー型パソコン(teamply Receiver)、PCモニター、キーボード、マウス)を新たに甲の施設に設置する。

第3条(FMSサービス利用条件)

甲は、FMSサービスの利用について、以下の条件および規約を確認し、遵守するものとする。

- ① 「teamplyのご利用に関する基本条件」
(乙のホームページ(www.healthcare.siemens.co.jp/teamply-agreement))に掲載されている。)
- ② 「LifeNet利用規約」
(「LifeNet」ログイン時に表示される。)

第4条(FMS運用管理者)

1. 甲は、FMSサービスを利用するにあたり、甲の運用管理者を定め乙に通知する。
2. 乙は、前項の通知を受領後、FMSに当該運用管理者のアカウントを設定登録し、甲がFMSを利用できる環境を整える。

第5条(FMS保守サービス)

1. 乙は、FMSについて、以下の保守サービスを提供する。
 - ① 乙の判断に基づくFMS kitのソフトウェアのアップデート。
 - ② FMS kitに故障等の不具合が発生した際の調整、修理および部品の交換等の対応。
2. 乙は、前項の通知を受領後、FMSに当該運用管理者のアカウントを設定登録し、甲がFMSを利用できる環境を整える。

第6条(損害賠償責任および免責)

1. 乙の過失に基づくFMSサービスおよびFMS保守サービスに起因して甲または第三者の生命、身体および財産に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償する。ただし、間接損害(使用機会・得べき利益に関する損害、データ消滅に関する損害、特別損害、懲罰的損害等を含む)は、損害に含まれない。
2. 前項の損害賠償額は200,000円を上限とする。ただし、乙の故意に基づく場合および人身に対する損害の場合は、この限りではない。
3. 乙は、天災地変、戦争、暴動、放射能汚染、輸送機関・通信回線の事故、停電等の自然災害や不可抗力、およびその他、乙の責に帰すことができない事由等によってFMSサービスの提供または所定の作業を実施できなかったことにより、甲に対して発生した損害に対する責任を負わない。
4. FMS Kitの故障もしくは不具合により、または乙が調整、修理、部品交換を行うために甲がFMSを使用できない期間が生じた場合、乙は、甲がFMSを使用できないことにより発生した一切の損害に対する賠償や補償はしない。

第7条(サービスの終了)

1. 乙の責または都合によらずFMS kit用のソフトウェアが故意にアンインストールされた場合、またはハードウェアがFMS専用機ではなくなった場合、その時点でFMSサービスおよびFMS保守サービスの提供は終了する。
2. FMS Kitにシーメンス製以外の製品(ハードウェアおよびソフトウェアを含む。以下「第三者製品」という)が含まれる場合に、当該第三者製品の製造元が当該第三者製品に対するサポートを終了する場合、FMS保守サービスも終了するものとする。
3. 甲は、契約満了後または、FMSの利用を終了した場合、FMS Kitの撤去または廃棄は自己の責任で行う。

第8条(その他)

本書に定めのない事項については、約款を準用する。

以上

Guardian Program including TubeGuard用約款

第1条(総則)

本約款は、甲乙間で締結した対象装置の保守業務の委託契約(以下「保守契約」という)と一体として有効とし、乙が甲に対して Guardian Program including TubeGuard(以下「TubeGuard」という)に関するサービスを提供するために必要な条件を定める。なお、保守契約と本約款の業務内容に異なる定めがある場合、本約款の内容を優先するものとし、特に別段の定めがない限り、保守契約に定める用語の定義は本約款においても同一とする。

第2条(契約期間)

本約款に基づき、乙が甲にTubeGuardに関するサービスを提供する期間は、保守契約の有効期間とする。なお、理由の如何を問わず、保守契約がその全部または一部について終了した場合には、TubeGuardに関するサービスも当該保守契約の終了部分に応じて同時に全部または一部が終了する。

第3条(対象装置)

TubeGuardに関するサービスの対象となる装置は、保守契約 表紙 契約主要事項 第1項に定める。

第4条(運用担当者)

1. 甲は、TubeGuardの利用を開始するにあたり、甲の運用担当者(以下「運用担当者」という)を定める。
2. 乙は、TubeGuardの実施にあたり、原則として運用担当者いずれか一方に連絡、報告等を行うものとする。乙が、運用担当者に連絡、報告等を行った場合、乙による甲に対する連絡、報告は完了したものとする。
3. 運用担当者に連絡、報告等が不能な場合、乙は乙の判断により運用担当者以外の甲の従業員またはこれに準じる者に連絡、報告を行う事ができるものとする。この場合、乙の甲に対する、連絡、報告等は瑕疵なく完了したものとみなす。

第5条(X線管の監視)

1. 乙は、対象装置のX線管を監視する。監視する時間帯は、第6条に定める。
2. 乙は、監視に際して対象装置およびX線管の使用状況の如何にかかわらず、必要に応じてリモートサービスによりX線管の情報を取得できものとし、甲はこれを承認する。
3. 前項の監視に基づき対象装置のX線管の交換が必要と乙が判断した場合、乙はその旨運用担当者に通知する。
4. 乙は、前項の通知後、甲からX線管の交換を委託された場合、甲と協議の上、X線管の交換実施日時等を決定し、保守契約に基づきX線管の交換作業を実施する。
5. 第3項に基づき乙から甲に通知されたX線管の交換が、必要と判断される時期(以下「交換予定日」という)と異なる時期(前後を問わず)にX線管が使用不能となった場合、または乙から事前に交換予定日の通知がなされなかったにもかかわらず突発的にX線管が使用不能となった場合においても、乙の本約款に基づく業務は瑕疵なく履行されたものとみなす。

第6条(TubeGuardの実施時間帯)

乙は、TubeGuardに関するサービスを実施する時間帯は、月曜日から金曜日の8:30~17:30間で実施する。ただし、国民の祝日、12月29日~1月4日、5月1日、および乙の休日を除く。

第7条(契約金額)

TubeGuardの料金は、保守契約の保守料金に含まれる。

第8条(責任の制限)

1. 乙のTubeGuardの提供に関して乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は特段の定めがない限り、直接かつ現実に発生した通常の損害(間接損害および逸失利益を除く)を10万円を上限として賠償する責任を負うものとする。
2. 甲は、乙が納入したソフトウェア、その他の資料に対する乙の権利を尊重し、乙の事前の許可なくその複製、他の機器への使用、公表等、通常の使用以外の目的には使用しない。

第9条(その他)

本約款に定めのない事項については、保守契約の定めに従う。

以上